

第15次長良川地域森林計画書

(長良川森林計画区)

岐阜県岐阜農林事務所管内 岐阜市、各務原市、山県市
中濃農林事務所管内 関市、美濃市
郡上農林事務所管内 郡上市

計画期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
 至 令和 18 年 3 月 31 日

岐阜県

目次（本編）

はじめに	1
第1章 岐阜県の森林づくりの目指す姿	3
1 岐阜県における森林づくりの基本理念	3
2 「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり	4
(1) 目指すべき方向性と基本方針	4
(2) 森林づくりの推進に向けた施策	4
(3) 災害に強い循環型の森林づくりのための主な取り組み	4
第2章 計画区の概要	7
1 自然	7
(1) 位置、構成	7
(2) 流域	7
(3) 地質・土壤	7
(4) 気候	8
(5) 植生	8
2 社会経済	10
(1) 人口・世帯数・高齢化	10
(2) 市町村合併等	10
(3) 地籍調査	10
(4) 産業等の状況	10
(5) 交通	10
(6) 観光	11
3 森林・林業の状況	12
(1) 森林面積・蓄積	12
(2) 民有林の森林資源構成	12
(3) 民有林の所有構造	12
(4) 森林技術者	12
(5) 特用林産物の生産量	12
(6) 保安林の配備状況	12
(7) 自然公園等	13
4 計画の対象とする森林の区域	14
第3章 前計画の評価と個別計画	15
1 前計画の実行結果の概要及びその評価	15
(1) 伐採計画	15
(2) 間伐面積	15
(3) 造林計画	15
(4) 林道整備計画	16
(5) 保安施設	16
(6) 要整備森林	17
2 個別計画	18
(1) 伐採計画	18
(2) 間伐面積	18
(3) 造林計画	18

目次

(4) 林道整備計画	19
(5) 保安施設	19
(6) 要整備森林	20
<hr/>	
第4章 森林整備及び保全方針	21
1 森林の整備及び保全の基本方針	21
(1) 森林の機能について	22
(2) 各機能に応じた望ましい森林の姿、森林整備及び保全の基本方針	22
2 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	25
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	25
3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	27
4 森林配置計画の将来目標区分の設定に関する基準、区分ごとの整備方針	28
(1) 基本的な考え方	28
(2) 将来目標区分の設定に関する基準	28
(3) 将来目標区分ごとの整備方針	30
5 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	31
<hr/>	
第5章 森林整備基準等	33
1 伐採に関する事項	33
(1) 伐採方法	33
(2) 施業方法別の指針	34
(3) 標準伐期齢	36
(4) その他森林の立木竹の伐採に必要な事項	36
2 造林に関する事項	37
(1) 人工造林	37
(2) 天然更新	38
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林への対応	42
(4) その他造林について必要な事項	42
3 間伐及び保育に関する事項	43
(1) 間伐	43
(2) 保育	44
(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項	45
(4) 施業方法別の施業体系図等の具体例示	45
4 将来目標区分ごとの施業基準等	46
5 林道等整備に関する事項	50
(1) 林道(林業専用道含む)の整備に関する基本的な考え方	50
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	50
(3) 路網密度と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	50
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	51
(5) 森林作業道の開設等に関する基本的な考え方	51
(6) 林産物の搬出方法等	52
(7) 水源林における林道整備等の基本的な考え方	52
6 森林施業の合理化に関する事項	54
(1) 地域森林管理システムの導入	54
(2) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	54

(3) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	54
(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	54
(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	55
(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	56
(7) その他必要な事項	57
7 森林の土地の保全に関する事項	58
(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	58
(2) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	58
(3) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法	58
8 保安施設に関する事項	59
(1) 保安林の整備に関する事項	59
(2) 保安施設地区に関する事項	59
(3) 治山事業に関する事項	59
(4) 特定保安林の整備に関する事項	59
9 鳥獣害の防止に関する事項	61
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	61
(2) その他必要な事項	61
10 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	62
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	62
(2) 鳥獣害対策の方針（9に掲げる事項を除く）	62
(3) 林野火災の予防の方針	62
11 保健機能森林の整備に関する事項	63
(1) 保健機能森林区域の設定基準	63
(2) 保健機能森林の整備基準	63
12 制限林等の施業に関する事項	64

目次（資料編）

資料編 第1章 計画数量の明細	1
1 伐採材積、間伐面積及び造林面積	1
(1) 伐採材積、間伐面積及び造林面積に関する数量算出の考え方	1
(2) 市町村別の伐採材積及び造林面積	2
2 林道整備	3
(1) 市町村別総括表	3
(2) 林道の開設及び拡張に関する計画の箇所別明細	3
3 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	11
(1) 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	11
(2) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	12
4 治山計画	13
資料編 第2章 森林整備基準等	17
1 最深積雪深による造林樹種の区分	17
2 天然更新の対象樹種	18
3 冠雪害危険度マップ	20
4 施業方法別の施業体系図等の具体例示	21
(1) 育成複層林の施業例	21
(2) 育成林(天然林型)の施業例	22
(3) 豪雪地域、多雪地帯における施業例	23
(4) 造林地に侵入した広葉樹の施業例	24
(5) 天然性広葉樹用材林の施業例	24
5 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	25
6 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法について	26
(1) 法令により施業について制限を受けている森林の種類別面積	26
(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	31
7 森林づくりの具体的技術マニュアル一覧	33
資料編 第3章 統計資料等	35
1 森林計画区の概要	35
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	35
(2) 地況	36
(3) 土地利用の現況	40
(4) 産業別生産額	41
(5) 産業別就業者数	41
2 森林の現況	42
(1) 齢級別森林資源表	42
(2) 制普別森林資源表	44
(3) 市町村別森林資源表	45
(4) 所有形態別森林資源表	46
(5) 制限林の種類別面積	48
(6) 樹種別森林資源表	49
(7) 特定保安林の指定の状況	50
(8) 荒廃地等の面積	50

(9) 森林の被害	51
(10) 防火線等の整備状況	51
(11) 基幹路網の現状	52
3 林業の動向	53
(1) 所有山林規模別林家数	53
(2) 森林経営計画の認定状況	53
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	54
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	54
(5) 事業体等の現況	56
(6) 林業労働力の概況	56
(7) 林業機械化の概況	56
(8) 作業路網等整備の概況	56
4 前期計画の実行状況	57
(1) 伐採計画	57
(2) 間伐面積	57
(3) 造林計画	58
(4) 林道整備計画	58
(5) 保安施設	59
(6) 要整備森林	60
5 林地異動の状況	61
(1) 森林から森林以外への異動	61
(2) 森林以外から森林への異動	61
6 森林資源の推移	62
(1) 分期別伐採立木材積表	62
(2) 分期別期首森林資源構成表	62
7 その他	63
(1) 持続的伐採可能量	63
資料編 第4章 森林計画基礎用語集	65

※表の数値は四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

はじめに

森林は、国土の保全、水源の涵（かん）養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、私たちの生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」です。

こうした森林において、無秩序な伐採や開発が行われることは、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因ともなります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすことがあります。

さらに森林の造成には長期の年月を要することから、一旦荒廃してしまうと森林の機能の回復は容易でなく、国民経済に多大な影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進する必要があることから、森林法において森林計画制度が定められています。

一方、戦後に造成されたスギ・ヒノキなどの人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎える、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造造成すべき段階にあります。

国は令和3年6月に「森林・林業基本計画」を閣議決定し、森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向として、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現することとしています。

また、令和5年10月に閣議決定された「全国森林計画」では、新たな計画期間に見合う量の伐採立木材積や造林面積等の計画量が計上されたほか、花粉発生源対策の加速化等について示されています。

第15次長良川地域森林計画は、森林法に基づき、全国森林計画に即し、また、市町村森林整備計画の規範として、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

なお、当地域森林計画の樹立にあたっては、岐阜県森林づくり基本計画と整合を図りつつ、また、国土利用計画(岐阜県計画)をはじめとする諸計画との関連性にも配慮しています。

はじめに